

令和 8 年 6 月  
浜田市議会定例会議議案

令和 8 年 6 月 18 日

## 令和 8 年 6 月 浜田市議会定例会議付議事件

### 議 案

- 議案第 36 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 37 号 浜田市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 浜田市障害者等介護給付費等審査会条例及び浜田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 41 号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 議案第 43 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付軽積載車）
- 議案第 44 号 財産の無償貸付について（「道の駅」ゆうひパーク浜田）
- 議案第 45 号 工事請負契約の変更について（美又温泉外湯建設工事に伴う建築主体工事）
- 議案第 46 号 令和 8 年度浜田市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 47 号 令和 8 年度浜田市水道事業会計補正予算（第 2 号）

### 報 告

- 報告第 4 号 専決処分の報告について（浜田市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 5 号 専決処分の報告について（浜田市ケーブルテレビHFC設備撤去等工事の変更契約）
- 報告第 6 号 専決処分の報告について（美又温泉外湯建設工事に伴う建築主体工事）
- 報告第 7 号 専決処分の報告について（美又温泉外湯建設工事に伴う機械設備工事）
- 報告第 8 号 専決処分の報告について（令和 7 年度浜田市一般会計補正予算（第 13 号））
- 報告第 9 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 10 号 令和 7 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

- 報告第 11 号 令和 7 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 12 号 令和 7 年度浜田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 13 号 放棄した市の私債権の報告について（一般会計）
- 報告第 14 号 放棄した市の私債権の報告について（水道事業会計）

議案第 36 号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(浜田市監査委員条例の一部改正)

第1条 浜田市監査委員条例（平成17年浜田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年浜田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(浜田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 浜田市水道事業の設置等に関する条例（平成17年浜田市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(浜田市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 浜田市工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年浜田市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(浜田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 浜田市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年浜田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 37 号

浜田市行政手続条例の一部を改正する条例について

浜田市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市行政手続条例の一部を改正する条例

浜田市行政手続条例（平成 17 年浜田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「「当事者又は参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条前段中「及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、同条中「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

浜田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例

浜田市印鑑条例（平成 17 年浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項ただし書中「規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による特定特別永住者証明書」を加え、「個人番号カード」を「個人番号カード等」に、「当該個人番号カード」を「当該個人番号カード等」に改め、同条第 3 項中「、個人番号カード」を「、個人番号カード等」に、「当該個人番号カード」を「当該個人番号カード等」に、「第 22 条第 1 項」を「第 22 条第 7 項（同法第 22 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法第 22 条第 1 項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項各号列記以外の部分中「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同項第 1 号中「710 円」を「950 円」に改め、同項第 2 号中「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同項第 3 号中「840 円」を「1,120 円」に改め、同項第 4 号中「1,080 円」を「1,440 円」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 40 号

浜田市障害者等介護給付費等審査会条例及び浜田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について

浜田市障害者等介護給付費等審査会条例及び浜田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市障害者等介護給付費等審査会条例及び浜田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

(浜田市障害者等介護給付費等審査会条例の一部改正)

第 1 条 浜田市障害者等介護給付費等審査会条例（平成 18 年浜田市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「地域福祉課」を「高齢障がい福祉課」に改める。

(浜田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部改正)

第 2 条 浜田市予防接種健康被害調査委員会設置条例（平成 17 年浜田市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「健康医療対策課」を「健康医療保険課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

浜田市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年浜田市条例第 258 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「祭葬」を「葬祭」に、「31 万 5,000 円」を「33 万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた浜田市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の浜田市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 18 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 66 万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 18 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

## 議案第 42 号

### 財産の取得について

東部消防署旭出張所消防ポンプ自動車更新のため次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

1 取得する財産	消防ポンプ自動車 1 台
2 取得の方法	購入（指名競争入札）
3 取得予定価格	71,127,530 円
4 契約の相手方	松江市学園一丁目 6 番 14 号 株式会社クマヒラセキュリティ 松江支店 支店長 岡 先 利 幸

## 議案第 43 号

### 財産の取得について

浜田市消防団小型動力ポンプ付軽積載車更新のため次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 小型動力ポンプ付軽積載車 2 台                            |
| 2 取得の方法  | 購入（指名競争入札）                                  |
| 3 取得予定価格 | 18,392,480 円                                |
| 4 契約の相手方 | 松江市東朝日町 233 番地 4<br>株式会社吉谷<br>代表取締役 長 見 秀 男 |

議案第 44 号

財産の無償貸付について

次のとおり道の駅として財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

- 1 財産の名称 「道の駅」ゆうひパーク浜田
- 2 無償貸付する財産  
建物  
所在地 浜田市原井町 1203 番地 1  
建築年度 平成 6 年度  
構造 鉄筋コンクリート造 2 階建  
延床面積 2,549.66 m<sup>2</sup>
- 3 無償貸付の目的 公募により選定した民間事業者に無償貸付を行うこと  
で、市民、観光客等の道路利用者に対し地域の魅力を発信し、施設の集客力を高めながら持続可能な交流拠点としての賑わい施設へとリニューアルするもの
- 4 無償貸付の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 24 年 3 月 31 日まで
- 5 無償貸付の相手方 広島県広島市中区大手町五丁目 3 番 12 号  
浜田まちおこし共同企業体  
代表構成員  
株式会社第一ビルサービス  
代表取締役 坂 根 紳 也

## 議案第 45 号

### 工事請負契約の変更について

令和 7 年 7 月 8 日議決を経た、美又温泉外湯建設工事に伴う建築主体工事請負契約について次のとおり変更したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

1	契約の金額	変更前	466,397,800 円
		変更後	539,952,600 円
2	完工期日	変更前	令和 8 年 7 月 3 日
		変更後	令和 8 年 9 月 30 日

# 令和 8 年度

## 浜田市一般会計補正予算 (第 2 号)

令和 8 年度 浜田市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度浜田市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 338,056 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,510,989 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市	税	9,517,917	2,418	9,520,335
	3軽自動車税	210,161	△2,845	207,316
	6旧法による税	0	5,263	5,263
9環境性能割交付金		1,796	△1,796	0
	1環境性能割交付金	1,796	△1,796	0
15国庫支出金		6,673,542	243,518	6,917,060
	2国庫補助金	2,589,607	243,518	2,833,125
16県支出金		2,911,808	4,950	2,916,758
	2県補助金	1,057,981	4,950	1,062,931
19繰入金		3,959,341	81,490	4,040,831
	1基金繰入金	3,959,341	81,490	4,040,831
21諸収入		892,065	2,080	894,145
	5雑収入	513,320	2,080	515,400
22市債		4,819,300	3,600	4,822,900
	1市債	4,819,300	3,600	4,822,900
23旧法による環境性能割交付金		0	1,796	1,796
	1環境性能割交付金	0	1,796	1,796
歳入合計		43,172,933	338,056	43,510,989

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,485,466	10,391	7,495,857
	1 総務管理費	6,798,857	9,585	6,808,442
	2 徴税費	390,478	806	391,284
3 民生費		12,642,320	11,636	12,653,956
	2 児童福祉費	4,567,618	11,636	4,579,254
4 衛生費		3,202,464	106,496	3,308,960
	1 保健衛生費	1,884,625	58,079	1,942,704
	2 清掃費	1,317,839	48,417	1,366,256
7 商工費		2,516,370	209,533	2,725,903
	1 商工費	2,516,370	209,533	2,725,903
歳出	合計	43,172,933	338,056	43,510,989

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
文書管理・電子決裁システム導入事業	令和 9 年 度	千円 58,322
企業立地奨励事業	令和9年度から令和12年度まで	14,431

第 3 表 地方債補正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
福祉施設整備事業	千円 88,800	千円 92,400

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	9,517,917	2,418	9,520,335
9 環境性能割交付金	1,796	△1,796	0
15 国庫支出金	6,673,542	243,518	6,917,060
16 県支出金	2,911,808	4,950	2,916,758
19 繰入金	3,959,341	81,490	4,040,831
21 諸収入	892,065	2,080	894,145
22 市債	4,819,300	3,600	4,822,900
23 旧法による環境性能割交付金	0	1,796	1,796
歳入合計	43,172,933	338,056	43,510,989

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
2総務費	7,485,466	10,391	7,495,857	4,500		2,000	3,891	
3民生費	12,642,320	11,636	12,653,956	8,000	3,600		36	
4衛生費	3,202,464	106,496	3,308,960	26,927			79,569	
7商工費	2,516,370	209,533	2,725,903	209,041			492	
歳出合計	43,172,933	338,056	43,510,989	248,468	3,600	2,000	83,988	

2 歳 入

1 市 税 ( 3 軽自動車税)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市 税	9,517,917	2,418	9,520,335
3 軽自動車税	210,161	△2,845	207,316
1 環境性能割	2,845	△2,845	0
2 種別割	207,316	△207,316	0
3 軽自動車税	0	207,316	207,316
6 旧法による税	0	5,263	5,263
1 軽自動車税環境性能割	0	5,263	5,263
9 環境性能割交付金	1,796	△1,796	0
1 環境性能割交付金	1,796	△1,796	0
1 環境性能割交付金	1,796	△1,796	0
15 国庫支出金	6,673,542	243,518	6,917,060
2 国庫補助金	2,589,607	243,518	2,833,125
1 総務費国庫補助金	1,173,596	235,518	1,409,114
2 民生費国庫補助金	382,987	8,000	390,987
16 県支出金	2,911,808	4,950	2,916,758
2 県補助金	1,057,981	4,950	1,062,931
1 総務費県補助金	45,298	4,500	49,798

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	環境性能割	△2,845	環境性能割 △2,845
1	現年課税分	△206,316	現年課税分 △206,316
2	滞納繰越分	△1,000	滞納繰越分 △1,000
1	現年課税分	206,316	現年課税分 206,316
2	滞納繰越分	1,000	滞納繰越分 1,000
1	環境性能割	5,263	環境性能割 5,263
1	環境性能割交付金	△1,796	環境性能割交付金 △1,796
1	総務管理費補助金	235,518	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 235,518
2	児童福祉費補助金	8,000	就学前教育・保育施設整備交付金 8,000
1	総務管理費補助金	4,500	わくわく島根生活実現支援事業費 4,500

## 16 県支出金 ( 2 県補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 商工費県補助金	6,000	450	6,450
19 繰 入 金	3,959,341	81,490	4,040,831
1 基金繰入金	3,959,341	81,490	4,040,831
1 財政調整基金繰入金	1,594,679	81,490	1,676,169
21 諸 収 入	892,065	2,080	894,145
5 雑 入	513,320	2,080	515,400
2 雑 入	513,318	2,080	515,398
22 市 債	4,819,300	3,600	4,822,900
1 市 債	4,819,300	3,600	4,822,900
2 民 生 債	88,800	3,600	92,400
23 旧法による環境性能割交付金	0	1,796	1,796
1 環境性能割交付金	0	1,796	1,796
1 環境性能割交付金	0	1,796	1,796
歳 入 合 計	43,172,933	338,056	43,510,989

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	商工費補助金	450	島根県中山間地域創業者向け資金繰り支援事業費 450
1	財政調整基金繰入金	81,490	財政調整基金繰入金 81,490
7	総務費雑入	2,000	コミュニティ助成事業費 2,000
11	商工費雑入	80	浜田市創業等資金繰り支援補助金返還金(過年度分) 80
2	児童福祉債	3,600	私立保育所施設整備事業費 3,600
1	環境性能割交付金	1,796	環境性能割交付金 1,796

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	7,485,466	10,391	7,495,857	4,500		2,000	3,891
1 総務管理費	6,798,857	9,585	6,808,442	4,500		2,000	3,085
7 企 画 費	2,301,649	6,000	2,307,649	4,500			1,500
14 国際交流費	23,214	1,585	24,799				1,585
16 防災諸費	1,198,597	2,000	1,200,597			2,000	

## 2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
18 負担金補助及び交付金	6,000	1 わくわく浜田生活実現支援事業	6,000
7 報償費	100	1 国際交流推進事業	1,585
8 旅費	1,350		
11 役務費	22		
13 使用料及び賃借料	113		
18 負担金補助及び交付金	2,000	1 地域安全まちづくり事業	2,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 徴 税 費	390,478	806	391,284				806
1 税務総務費	264,127	806	264,933				806

2 総務費（2 徴税費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
12 委託料		806	1 申告支援システム運営費 806

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	12,642,320	11,636	12,653,956	8,000	3,600		36
2 児童福祉費	4,567,618	11,636	4,579,254	8,000	3,600		36
2 児童措置費	3,707,487	11,636	3,719,123	8,000	3,600		36

3 民 生 費 ( 2 児 童 福 祉 費 )

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	11,636	1 私立保育所施設整備補助事業 11,636

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,202,464	106,496	3,308,960	26,927			79,569
1 保 健 衛 生 費	1,884,625	58,079	1,942,704	26,927			31,152
4 環 境 衛 生 費	618,843	58,079	676,922	26,927			31,152

4 衛生費（1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	94	1 水道事業会計繰出金 56,354
11	役務費	231	2 水道未普及地域等物価高騰対策事業 1,725
18	負担金補助及び交付金	1,400	
27	繰出金	56,354	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 清 掃 費	1,317,839	48,417	1,366,256				48,417
2 塵芥処理費	1,041,121	48,417	1,089,538				48,417

4 衛生費（2 清掃費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	48,417	1 ごみ処理対策事業 48,417

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	2,516,370	209,533	2,725,903	209,041			492
1 商 工 費	2,516,370	209,533	2,725,903	209,041			492
2 商工業振興費	529,822	209,533	739,355	209,041			492

## 7 商工費（1 商工費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	209,492	1 起業家支援プロジェクト事業 942
22 償還金利子及び割引料	41	2 プレミアム付「はまだ応援チケット」発行事業 208,591

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
[ 既決分 ]	千円 8,120,948		千円 1,430,464	千円 4,680,677		千円 2,009,807	千円 22,534	千円 1,987,273
文書管理・電子決裁システム導入事業	58,322	令和9年度から			令和9年度まで	58,322		58,322
企業立地奨励事業	14,431	令和9年度から			令和12年度まで	14,431		14,431
計	8,193,701		1,430,464	4,680,677		2,082,560	22,534	2,060,026

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	15,510,902	3,004,100	1,590,211	16,924,791
	補 正 額		3,600		3,600
	補 正 後 の 額	15,510,902	3,007,700	1,590,211	16,928,391
計	補 正 前 の 額	39,735,620	4,819,300	5,007,219	39,547,701
	補 正 額		3,600		3,600
	補 正 後 の 額	39,735,620	4,822,900	5,007,219	39,551,301

令和8年度

浜田市水道事業会計補正予算  
(第2号)

## 目 次

令和8年度 浜田市水道事業会計補正予算（第2号） .....	1
補正予算に関する説明書	
令和8年度 浜田市水道事業会計予算実施計画 .....	2
令和8年度 浜田市水道事業予定貸借対照表 .....	3
令和8年度 浜田市水道事業予定損益計算書 .....	5
令和8年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 .....	6
令和8年度 個別注記 .....	7
その他の書類	
令和8年度 収益的収入及び支出明細書 .....	9

## 令和8年度浜田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和8年度浜田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度浜田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	水道事業収益	1,707,405	354	1,707,759
第1項	営業収益	1,111,838	△ 56,000	1,055,838
第2項	営業外収益	595,566	56,354	651,920

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	水道事業費用	1,852,028	354	1,852,382
第1項	営業費用	1,702,776	354	1,703,130

令和8年6月18日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

令和8年度 浜田市水道事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			1,707,405	354	1,707,759
	(1) 営業収益		1,111,838	△ 56,000	1,055,838
		1 給水収益	1,063,423	△ 56,000	1,007,423
	(2) 営業外収益		595,566	56,354	651,920
		2 他会計補助金	190,423	56,354	246,777

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			1,852,028	354	1,852,382
	(1) 営業費用		1,702,776	354	1,703,130
		4 業務費	110,566	354	110,920

# 令和8年度 浜田市水道事業予定貸借対照表

( 令和9年3月31日 )

(単位：千円)

## 資 産 の 部

### 1 固定資産

#### (1) 有形固定資産

イ 土地		518,217	
ロ 建物	1,405,974		
減価償却累計額	△ 863,285	542,689	
ハ 構築物	38,787,247		
減価償却累計額	△ 20,029,122	18,758,125	
ニ 機械及び装置	8,112,065		
減価償却累計額	△ 6,643,344	1,468,721	
ホ 車両運搬具	15,303		
減価償却累計額	△ 14,044	1,259	
ヘ 工具器具及び備品	45,402		
減価償却累計額	△ 27,280	18,122	
ト 建設仮勘定		192,576	
有形固定資産合計			21,499,709

#### (2) 無形固定資産

イ 施設利用権		71,090	
無形固定資産合計			71,090
固定資産合計			21,570,799

### 2 流動資産

(1) 現金預金		1,075,400	
(2) 未収金	229,653		
貸倒引当金	△ 500	229,153	
(3) 貯蔵品		5,806	
流動資産合計			1,310,359
資産合計			22,881,158

## 負 債 の 部

### 3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	6,492,869		
企業債合計		6,492,869	
(2) 引当金			
イ 修繕引当金	35,573		
引当金合計		35,573	
固定負債合計			6,528,442

### 4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	610,829		
企業債合計		610,829	
(2) 未払金		229,686	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	15,376		
引当金合計		15,376	
(4) その他流動負債		100	
流動負債合計			855,991

### 5 繰延収益

(1) 長期前受金		17,730,631	
長期前受金収益化累計額		△ 9,967,322	
繰延収益合計			7,763,309
負債合計			15,147,742

## 資 本 の 部

6 資本金 4,852,606

### 7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	59,743		
ロ 他会計補助金	8,912		
ハ 工事負担金	12,863		
ニ 受贈財産評価額	147,329		
資本剰余金合計		228,847	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	2,651,963		
利益剰余金合計		2,651,963	
剰余金合計			2,880,810
資本合計			7,733,416
負債資本合計			22,881,158

(※)建設改良費等の財源に充てるための企業債

**令和8年度 浜田市水道事業予定損益計算書**  
(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(単位：千円)

<b>1</b>	<b>営業収益</b>			
	(1) 給水収益	915,838		
	(2) 受託工事収益	91		
	(3) その他営業収益	46,091	962,020	
<b>2</b>	<b>営業費用</b>			
	(1) 原水及び浄水費	202,173		
	(2) 配水及び給水費	381,269		
	(3) 受託工事費	93		
	(4) 業務費	105,009		
	(5) 総係費	66,792		
	(6) 減価償却費	877,467		
	(7) 資産減耗費	15,020		
	(8) その他営業費用	60	1,647,883	
	<b>営業損失</b>			685,863
<b>3</b>	<b>営業外収益</b>			
	(1) 受取利息及び配当金	1,651		
	(2) 他会計補助金	246,777		
	(3) 長期前受金戻入	402,565		
	(4) 雑収益	919	651,912	
<b>4</b>	<b>営業外費用</b>			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	80,892		
	(2) 雑支出	30,010	110,902	541,010
	<b>経常損失</b>			144,853
<b>5</b>	<b>特別利益</b>			
	(1) 過年度損益修正益	1	1	
<b>6</b>	<b>特別損失</b>			
	(1) 過年度損益修正損	728	728	
<b>7</b>	<b>予備費</b>			
	(1) 予備費	500	500	1,227
	<b>当年度純損失</b>			146,080
	<b>前年度繰越利益剰余金</b>			2,798,043
	<b>当年度未処分利益剰余金</b>			2,651,963

〈参考〉

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が685,863千円の赤字となっておりますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、283,298千円の赤字となります。

**令和8年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書**  
(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(単位：千円)

項 目	
<b>1. 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
当年度純利益 (△は損失)	△ 146,080
減価償却費	877,467
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 632
賞与等引当金の増減額 (△は減少)	286
長期前受金戻入額 (△)	△ 402,565
資産減耗費	15,020
受取利息及び配当金 (△)	△ 1,651
支払利息	80,892
未収金の減少 (△は増加)	10,585
貯蔵品の減少 (△は増加)	163
未払金の増加 (△は減少)	1,098
小 計	434,583
受取利息及び配当金の受取額	1,651
利息の支払額	△ 80,892
業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	355,342
<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
固定資産の取得・建設改良による支出 (△)	△ 1,112,962
固定資産売却収入	1
工事負担金等収入	169,694
国庫補助金の収入	103,939
他会計補助金収入	272,896
投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 566,432
<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
建設改良企業債による収入	725,600
建設改良企業債の償還等による支出 (△)	△ 652,722
財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	72,878
<b>資金増加額 (△は減少額) (A+B+C)</b>	△ 138,212
<b>資金期首残高</b>	1,213,612
<b>資金期末残高</b>	1,075,400

## 令和8年度 個別注記

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸し資産の評価基準及び評価方法について

##### ① 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法について

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業等会計規程第83条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)	種 類	耐用年数(年)
建物	38～50	車両運搬具	4～5
構築物	30～60	工具器具及び備品	2～15
機械及び装置	5～20		

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業等会計規程第83条の規定により定額法を適用。

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

#### (3) 引当金の計上方法について

##### ① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

##### ② 修繕引当金

平成26年3月31日以前に引き当てられたものが計上されており、これについては、従前の例により、修繕費が不足する場合に切り崩すこととしている。

##### ③ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

#### (4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

##### ① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

### 2. 予定貸借対照表等に関する注記

#### (1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定書に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は2,191,591千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記  
特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記  
(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記  
報告セグメントが、単一セグメントのため、記載を省略している。

6. 減損損失に関する注記  
(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて  
当事業年度において、債権の不納欠損を行うため、貸倒引当金1,132千円を取り崩す。

(2) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて  
当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金14,867千円を取り崩す。